

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 中央会  
理事長 藤 井 蘭 子

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること  
によって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動  
計画を策定する。

### 1. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間

### 2. 内 容

目標 1 産休及び育休を取得した従業員が、安心して出産・職場復帰できる体制の整備

#### <対策>

- ・平成 27 年 4 月 産前産後休業・育児休業を取得した従業員が、原則として現職に復帰できること等の関係規程を見直す。
- ・平成 27 年 5 月 産休・育児休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、復帰後の体制等  
の見直しを検討する。
- ・平成 27 年 6 月 当該制度について、職員会議等により周知する。

目標 2 「配偶者出産休暇」の設定及び取得促進

#### <対策>

- ・平成 27 年 4 月 子の出生時に父親に 2 日間の「配偶者出産休暇」を与えるため、関係規程  
を整備する。
- ・平成 27 年 5 月 職員会議等により周知する。

目標 3 法を上回る子の看護休暇制度を導入

#### <対策>

- ・平成 27 年 4 月 制度内容（対象となる子の年齢、日数、休暇の扱い等）を検討する。
- ・平成 27 年 5 月 関係規程を整備する。
- ・平成 27 年 6 月 当該制度について、職員会議等により周知する。

目標 4 「育児・介護休業法」等に基づく子育てに関する諸制度の周知

#### <対策>

- ・平成 27 年 4 月 育児休業等、諸制度についてパンフレット配布等により全職員へ周知する。